

ゴルフ会員権の

ゆくえ

西村 國彦(弁護士)



わが国には現在2400を超えてるゴルフ場が営業して

つには日本のゴルフ場の多くが町中ではなく、郊外もしくは山間部に孤立して存在し、天然の要さい化していること

民事再生ゴルフ場が数多くある割に、経営不振を理由に営業を取りやめるゴルフ場は、ほとんどないと言っているくらい、ありません。それはなぜでしょうか。

ゴルフ事業は収益性に乏しく、バブル崩壊のあおりをまともに受けた典型的な不況業種です。通常の不況業種なら、不採算店から閉店してゆきます。そして需要と供給のバランスの取れるところで店舗数が減少して、自然淘汰により優良店が勝ち残るはずですが、ところがゴルフ場に限り、破産や競売で廃業したという話は聞かないのです。一

そのままゆるゆるの会員権

所で判決の出た預託金の返還もせず、営業を継続しているケースは全国に幾つもあるようです。

他方ではバブル期に1000人を超える会員から数十億ないし数百億円を集めた預託金制ゴルフ場の多くが、借り金棒引き法とも呼ばれる民事再生の申し立てをすることに

は超名門川奈ホテルの民事再生申し立てでしょう。他方ではアメリカ経済破綻を見越してか、日本中をハゲタカ外資が飛び回り、安くゴルフ場を買いあさっています。裁判所では、ゴルフ場の再生法や更生法を審理するほか、預託金返還裁判が激増しています。頭の堅い裁判官たちは、額面の高い会員権を安く買ってきた怪しげな返還請求も民法に従うと認めざるを

で、有効な対策は皆無のようです。そんな状況ですから、平成3年の5万人の詐欺的会員募集をした茨城CC事件以来、会員権相場は暴落の一途をたどりました。現在はバブルピーク時の15分の1以下になっているようです。一部には数万円で取引される会員権もあるくらいです。

と無関係ではないかもしれませぬ。よく破たんしたゴルフ場オーナーが、最後の拠点としてゴルフ場に立てこもったりするようです。

またこのような地形のゴルフ場には、オーナーの経済的破たんにつけ込んで運営権譲渡の名の下に介入してくる、よからぬグループもいます。彼らが税金の支払いも銀行借入金の返済もせず、また裁判

務の重みに耐えかね、平成14年9月末現在、もう既に107社・1377コースのゴルフ場が民事再生法の申し立てに走っています。中には臆面もなく和議に重ねて民事再生申し立てをすることまで出てきました。

ゴルフ会員権の現状はこの通り、ほぼ壊滅的な状況であるからいいます。しかしその道りは平坦なものではありませんでした。これから数回にわたり、ゴルフ会員権についての常識に挑戦した人たちの話を紹介してみたいと思います。

得ないようです。今や、法と秩序を守り社会正義や公平を表現するはずの裁判所は、「早い者勝ち」狙いのグループや「ハゲタカビジネス」グループのサポーターになり下がりが、結果的には、良いゴルフ場の墓場になりつつあるようにも思えます。行政はと言えば、担当は経済産業省ですが、ゴルフ場の民事再生法の研究成果を発表するばかり

りません。ただ一つだけ指摘できるとしたら、こんなひどい状況にありながら、本来、法的には全く保障されていないはずの会員のプレーする権利(プレー権といえます)は、ほぼすべての事件でこれを保障する方向で処理が進んでいることでしょう。実はこの問題が法的には何の手当でもされていなかったため、戦後数十年にわたり、日本のゴルフ

1947年生まれ。東大法学部卒。76年弁護士登録。現在さくら共同法律事務所シニアパートナー。97年より道産省(現・経済産業省)会員権問題研究委員会委員。ゴルフ場据え置き期間延長問題や東相模ゴルフクラブ(現・上野原カントリークラブ)再建ほか、ゴルフ場の法的再建事件など会員とゴルフ場を守るための活動を展開している。

西村 國彦(にしむら・くにひこ)

1947年生まれ。東大法学部卒。76年弁護士登録。現在さくら共同法律事務所シニアパートナー。97年より道産省(現・経済産業省)会員権問題研究委員会委員。ゴルフ場据え置き期間延長問題や東相模ゴルフクラブ(現・上野原カントリークラブ)再建ほか、ゴルフ場の法的再建事件など会員とゴルフ場を守るための活動を展開している。